



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 202 号

平成 26 年 11 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



写真提供 藤田淳一氏

若戸大橋（1962年9月26日開通） 左側 戸畑区 右側 若松区

日本における大橋建設の始まりで建設当時は東洋一のつり橋で当時大橋の両側には歩道があり観光の名所として全国から観光客が歩道を渡ってました。

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779
戸畑税務相談所	〒804-0082	戸畑区新池2丁目2番4号重松ビル2階	TEL 871-7651 FAX 871-7656

決算・申告の準備の時期となりました。

今回は準備すべき内容について必要事項を説明致します。

I. 決算時提出資料

※提出が間に合わない等の理由がある場合は早めに御相談ください。

(1) 現金出納帳、その他帳簿類

各項目について計上もれが無いかが照合確認する。

(2) 月別総括集計表

帳簿からの転記は出来ているか。

(3) 決算必要事項記入用紙（内容記入を忘れずに）

売掛金残高・買掛金残高・未払金残高の確認及び年末在庫の内容と金額（税込・税抜）
家賃等の相手先の住所と支払金額に変更は無いか。

(4) 税額計算書（下記の該当するもののみご用意ください）

(イ) 国民健康保険料（領収書等支払確認できるもの）

翌年の1月末日までに北九州市より納付済額のお知らせ（ハガキ）が郵送されます。

(ロ) 国民年金、国民年金基金、生命保険、長期損害保険（火災保険）、地震保険の控除証明書

本年の10月頃から郵送されて来ますので紛失しない様に書類の管理保存。

(ハ) 医療費の領収書（医療機関毎にまとめて合計額を記入）

医療費領収書の保存が難しい場合は早めに病院・薬局に1年分の支払明細書の発行が出来るかの確認をして下さい。高額医療の申請又は保険会社への申請により医療費の補てんが有る場合はその書類と補てん金額のわかる資料。

(ニ) 小規模企業共済掛金の控除証明書

本年の10月頃に事業団より郵送されます。

(5) その他の収入のある方

(イ) 給与…源泉徴収票

勤務先が発行した源泉徴収票を用意して下さい。



(ロ) 年金・恩給…公的年金等の源泉徴収票

翌年 1 月末日までに日本年金機構等より郵送されますので注意して下さい。

(ハ) 生命保険・損害保険満期返戻金…支払証明書

保険会社から申告の参考にする書類が郵送されますが、紛失しているのなら保険会社に問い合わせして下さい。

(二) 株の配当・譲渡…特定口座年間取引報告書・支払調書等

証券会社から取引報告書・支払調書等が郵送されますので確認して下さい。

**(6) 減価償却資産（1 単価あたり 10 万円以上）の購入については領収書又は請求書等。
また、廃棄・下取りについてはお知らせください。**

(7) 扶養家族で前年より異動している方はお知らせください。

扶養家族が増えた場合や独立・結婚等で生計を一にしなくなった場合など。

又扶養家族の方がバイトなどの給与収入が有る場合はその収入金額のわかる源泉徴収票など。

(8) 土地・建物等の売買取引が有った場合は売買契約書など売買の内容が確認できる書類一式。

土地・建物の登記簿謄本・購入時や売却時の売買契約書・内容によっては住民票の必要な場合も有りますので早めに相談して下さい。

II. 決算書・申告書等

(1) 決算書・所得税確定申告書（電子申告が初年度の方は届きます）

(2) 消費税確定申告書（電子申告が初年度の方は届きます）

※電子申告のため郵送されません。十分ご注意下さい。

III. 住宅借入金等特別控除申告書・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

前年に住宅借入金等特別控除を受けた方のみ

本年に住宅を取得された方は次頁の添付書類が必要となりますので用意をお願いします。

住宅借入金等特別控除の添付書類

(平成 26 年分)

	必 要 書 類 等	発行先等
新築・中古	① 住民票の写し（家族全員）	区役所住民課
	② 土地・建物の登記事項証明書	法務局
	③ 請負契約書（写）又は売買契約書（写）	
	④ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	銀行・住宅金融公庫等
	⑤ 平成 26 年分給与所得の源泉徴収票	勤務先
	⑥ 印鑑（認印）	
	⑦ 還付金の振込先銀行等・口座番号（本人名義）	

※中古住宅は新築後 20 年以内（マンション等は 25 年以内）のもの

	必 要 書 類 等	発行先等
増築・改等	① 住民票の写し（家族全員）	区役所住民課
	② 建物の登記事項証明書	法務局
	③ 請負契約書（写）	
	④ 建築確認通知書（写）又は検査済証（写） 増改築等工事証明書	建築士
	⑤ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	銀行・国民金融公庫等
	⑥ 平成 26 年分給与所得の源泉徴収票	勤務先
	⑦ 印鑑（認印）	
	⑧ 還付金の振込先銀行等・口座番号（本人名義）	

(注) 平成 26 年分は、平成 27 年 1 月以降の受付になります。